

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	技能実習制度の見直しに伴う税制上の所要の措置
2	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税 15) 法人住民税、法人事業税:義(地方税 16)
	② 上記以外の税目	所得税、登録免許税、消費税、印紙税、地価税:外 事業所税、地方消費税:外
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・延長】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》 技能実習制度においては、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「技能実習法」という。)に基づき設立された認可法人である外国人技能実習機構に対して、各種税法上の非課税措置が適用されている。</p> <p>《要望の内容》 「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」(以下「有識者会議」という。)の中間報告書において、現行の技能実習制度に替えて人材確保及び人材育成を目的とした新たな制度を創設すべきとの方向性が示されたところ、新たな制度の創設に伴い、外国人技能実習機構の名称や在り方についても見直しが行われる可能性があり、有識者会議における検討結果を踏まえ、技能実習制度の見直しに伴う税制上の所要の措置を講じる。</p> <p>《関係条項》 所得税法第 11 条第 1 項及び別表第 1 法人税法別表第 2 登録免許税法第 2 条、第 4 条第 2 項、別表第 1 及び別表第 3 地価税法第 6 条第 2 項 印紙税法第 5 条及び別表第 3 消費税法第 6 条第 1 項、第 60 条第 4 項、別表第 1 第 5 号及び別表第 3 地方税法第 52 条第 1 項及び第 53 条第 1 項 地方税法第 72 条の 5 第 1 項第 7 号 地方税法第 72 条の 78 地方税法第 312 条第 1 項及び第 321 条の 8 第 1 項 地方税法第 701 条の 34 第 2 項</p>
5	担当部局	厚生労働省人材開発統括官海外人材育成担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:—
7	創設年度及び改正経緯	平成 28 年度創設
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 有識者会議の中間報告書において示された検討の方向性等に基づ

			<p>き、技能実習制度を発展的に解消して人材確保及び人材育成を目的とした新たな制度を創設することとしており、外国人技能実習機構の在り方を含めた現行の技能実習制度の見直しを検討する必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 技能実習法附則第2条 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議中間報告書(令和5年5月11日公表) 経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)等</p>
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標VI 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること</p> <p>施策大目標1 経済社会の変化を踏まえ、非正規雇用労働者を含めすべての労働者について、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等を行うこと</p> <p>施策目標1-3 技能実習制度の適正な運営を推進すること</p>
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 有識者会議における外国人技能実習機構の在り方を含めた現行の技能実習制度の見直しに関する検討結果を踏まえ、税制上の所要の措置を講じることで、新たな制度の適正な運用を確保する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 外国人技能実習機構による適正な業務運営が確保されること等により、制度の適正化が図られる。</p>
10	有効性等	①: 適用数	<p>— (有識者会議における検討結果を踏まえ、税制上の所要の措置を講じることとしており、現時点において具体的な記載は困難)</p>
		②: 適用額	<p>— (有識者会議における検討結果を踏まえ、税制上の所要の措置を講じることとしており、現時点において具体的な記載は困難)</p>
		③: 減収額	<p>— (有識者会議における検討結果を踏まえ、税制上の所要の措置を講じることとしており、現時点において具体的な記載は困難)</p>
		④: 効果	<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 — (有識者会議における検討結果を踏まえ、税制上の所要の措置を講じることとしており、現時点において具体的な記載は困難)</p>

		⑤: 税収減を是認する理由等	— (有識者会議における検討結果を踏まえ、税制上の所要の措置を講じることとしており、現時点において具体的な記載は困難)
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	— (有識者会議における検討結果を踏まえ、税制上の所要の措置を講じることとしており、現時点において具体的な記載は困難)
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—